

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局: 気候変動対策認証センター)

平成25年1月28日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
山形県村山地域等でのペレット使用による CO2 排出削減プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた (トクテイヒエイリカツドウホウジン カンキョウネットヤマガタ)		
住所	山形県山形市上桜田 3-2-37		
代表者氏名	松村 倭男	代表者役職	代表
担当者氏名	安孫子 秀人	担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail	solar@eny.jp	担当者電話番号	023-679-3340
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム		
プロジェクト参加者名	協同組合 山形ウッドエネルギー やまがた木質ペレット利用研究会		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた (トクテイヒエイリカツドウホウジン カンキョウネットヤマガタ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0239
プロジェクト登録日	平成 24 年 12 月 21 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 雪国である山形県では化石燃料を使用する暖房器具から多くの CO2 が排出されており、地球温暖化防止のためには、化石燃料に替わる燃料として木質ペレットの利用が有効であるが、まだまだ普及が進んでおらず、木質ペレットの利用を推進すると共に、当原料に県内の木材を利用する事でエネルギーの地産地消を推進することを、本プロジェクトの目的とする。</p> <p>【内容】 山形県村山地域における一般家庭などでのペレットストーブの利用を普及促進し、化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することで CO2 を削減する。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施によってベースラインの代替燃料を確認しており、木質系以外の方が本プロジェクトに参加している。よって、条件1「代替される燃料は化石燃料・電力であること」に整合する。 ・木質ペレットの原料は未利用の原料であり、「未利用の木質バイオマスであること」「建築廃材ではないこと」に整合する。 ・プロジェクトの開始にあたり、木質ペレットストーブの使用者に対し参加確認アンケートを実施し、①J-V E R 制度への参加意思の確認、②木質ペレットで代替される化石燃料等の種類(現在使用中の暖房機器)等を把握している。また、今後新規で導入する方にもアンケートを実施し、上記①②を確認する。よって、条件3「参加意志の確認、ベースラインでの暖房器具の特定が行われること」に整合する。

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する
1	大気汚染防止法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: 設立時に山形県の立入検査にも合格しており、その後も排出基準を遵守していることを定期的に外部機関が確認
2	水質汚濁防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
3	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
4	振動規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
5	景観法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: 木質ペレットの燃焼灰にはクロム等の有害物質が含有される場合があるため、廃棄物として処理する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理する。※1
7	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
8	建築基準法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に*: 指定可燃物保管の届出(ペレット)

※1(工場内)製造したペレットは、外部機関の検査確認により基準値を超えるクロムを含まない事を確認している。

(一般家庭)一般家庭にて使用するペレットストーブの燃焼室にはクロムを含む素材は使用されておらず、家庭での利用によって焼却灰にクロムが含まれる事は無い。

【採用技術】

【木質ペレット製造設備】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
成形機	旭機械	8年	2004年1月	MV-515型
おが粉製造機	旭機械	8年	2004年1月	SDM-III-50型
乾燥機	旭機械	8年	2004年1月	ロータリーキルン式 乾燥機吸引ファン
小袋詰め装置	旭機械	8年	2004年1月	3CM-52型

【木質ペレットストーブ】

機器名	メーカー名	耐用年数
ペチカ	山本製作所	7年
ペチカ禅	山本製作所	7年
ペチカ (BPS-902)	山本製作所	7年
ペチカ (BPS-903)	山本製作所	7年
Woody	山本製作所	7年
Woody (PS-1300)	山本製作所	7年
禅 (PS-640CZ)	山本製作所	5年
ほのか (PS-711F)	山本製作所	5年
FFP-701DF	サンポット	7年から10年
FFP-471DF-2	サンポット	7年から10年
SS-1	さいかい	7年以上
SS-2	さいかい	10年
NS(S)型 ペレトープ	日鋼設計	8年程度
NS(T)型 ペレトープ	日鋼設計	10年以上
ペレチカ	金子農機	6年
ペレチカ (VEL970)	金子農機	6年
クラフトマン	石村工業	10年
和 (なごみ)	OMI	8年
TWIST80/20	カリマックス	10年
エボリューション	エンバイロ	10年
EF3Bi	エンバイロ	10年
もだんろ	近藤鉄工	10年
DR-400	ホンマ製作所	10年以上
RV-80	イタリア (ラベリ)	10年

【計量器】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
MT-150	イシダ	-	2008年1月	ダブルチェック用 AC100V 50/60Hz. 消費電力 MAX 8W

【モニタリング方法】

- ・ペレット製造事業者(ペレット販売店)
 - －ペレット製造工場の電力使用量を、購買伝票により把握する
 - －ペレット販売量を、販売出荷記録により把握する
- ・外部委託機関
 - －ペレットの単位発熱量を、年一回実測する
- ・特定非営利活動法人 環境ネットやまがた
 - －PJ参加者を参加申込書とアンケートによって把握する

	<p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全て方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠した算定式を使用している。</p> <p>【モニタリング体制】※詳細は、モニタリング報告書別紙参照 ・電力消費量、ペレット販売量…協同組合山形ウッドエネルギー ・データの確認…(承認者)協同組合山形ウッドエネルギー ・ペレット単位発熱量…外部機関 ・モニタリング報告書の作成…特定非営利活動法人環境ネットやまがた ・内部監査…山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム ・排出削減量算定責任者…特定非営利活動法人環境ネットやまがた 事務局長 大場健一</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育訓練 ペレット製造工場、ペレット販売量の集計担当者、承認者に対する制度、モニタリング方法論の説明を平成 25 年 1 月 17 日に実施した(環境教育記録)。</p> <p>(2) 情報の保管 ペレット製造工場におけるデータは製造工場で、伝票の現物、集計データを保管している。ペレット販売量のデータと全体の実績の集計データは、協同組合山形ウッドエネルギーが保管している。情報の保管は、事業を実施する限り破棄することなく永久保管するものとする。</p> <p>(3) データの確認 データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックをデータ記録時(月 1 回)行った。</p> <p>(4) 内部監査 内部監査は年に1度、山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアムの構成員である山形県地球温暖化防止活動推進員の小野幹夫氏が平成 25 年 1 月 15 日に監査した。監査内容は本「プロジェクト計画書」および本「モニタリング計画書」通りに実施されていることを確認し、その結果を記録として保管している。 内部監査にて問題が発見された場合には、プロジェクト代表事業者の責任において是正処置を実施した。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理 ペレット燃料の成分分析は外部機関に委託した。工場において自動計測器により大袋(フレコン)及び小袋 10kg に袋詰め。大袋用はかりは計量法に基づき 2 年に 1 度精度確認を行った(平成 17 年 10 月 11 日、平成 19 年 10 月 19 日、平成 21 年 10 月 28 日、平成 23 年 10 月 21 日に検査(大型はかり検査成績書))。</p>
--	--

	<p>小袋用はかりは、計量法に基づく検定が不要なため、精度については、平成 24 年以前は外部の検定済みはかりを用いて、大きな狂いが無いことを自主的に確認していた(年 1 回)。平成 24 年は、外部の検定外部機関に依頼し精度確認を実施し、維持管理を行った。(平成 24 年 10 月 3 日(計量器制度確認証明書))</p> <p>このペレット燃料の計測管理は当該工場長の責任の下に行なわれた。</p> <p>(その他特筆すべき事項)特になし。</p>						
モニタリング結果概要 ²	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ■ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ■ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)特になし。</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver. 4.0</p>						
適用方法論	方法論番号	No. E. 003 ver. 5.4					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年 4月 1日 ~ 2012年 12月 31日						
<方法論R001・R002・R003のみ>							
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	11.1	12.4	15.3	59.0	27.3	125.2
認証依頼削減・吸収量	125t-CO2 ³						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>特定非営利活動法人 環境ネットやまがた</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ホームページ
ホームページ URL: _____
- 出版物（環境報告書/定期刊行物）
- その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています
 - 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
 - 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
 - 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
 - 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他
具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上